

平成16年 第2回沼田町議会定例会 会議録

平成16年6月17日(木)

午前10時03分 開 会

1. 出席議員

議 長	9 番	吉 田 好 宏	議 員	1 番	杉 本 邦 雄	議 員
	2 番	横 山 忠 男	議 員	3 番	室 田 俊 朗	議 員
	4 番	久 保 寛	議 員	5 番	津 川 均	議 員
	6 番	山 田 英 次	議 員	7 番	上 野 敏 夫	議 員
	8 番	絵 内 勝 己	議 員	10 番	中 村 保 夫	議 員
11 番	野 道 夫	議 員	12 番	橋 場 守	議 員	
13 番	大 沼 恒 雄	議 員				

2. 欠席議員 な し

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 西 田 篤 正 君 監 査 委 員 岩 寺 一 之 君
教育委員長 高 松 慶 子 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

助 役	市 橋 忠 晴 君	収 入 役	藤 間 武 君
総務課長	金 子 幸 保 君	地域開発課長	生 沼 篤 司 君
財政課長	辻 山 典 哉 君	農業振興課長	矢 野 潔 君
住民生活課長	辻 広 治 君	建設課長	神 憲 彦 君
和風園園長	中 村 幸 雄 君	旭寿園園長	田 中 聡 君

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長 篠 田 繁 彦 君 次 長 金 平 嘉 則 君

6. 農業委員会会長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 (矢 野 潔) 君

7. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 松 田 剛 君 主 査 浅 野 信 行 君

8. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件名)
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
	議長の諸般報告
	町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告
承認第 4 号	専決処分の承認を求めることについて
議案第 41 号	町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 42 号	沼田町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 43 号	沼田町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 44 号	沼田町重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 45 号	平成 16 年度沼田町一般会計補正予算について
議案第 46 号	平成 16 年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第 47 号	平成 16 年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第 48 号	平成 16 年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について
議案第 49 号	平成 16 年度沼田町介護保険特別会計補正予算について
議案第 50 号	平成 16 年度沼田町老人保健特別会計補正予算について
議案第 51 号	平成 16 年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について
報告第 1 号	繰越明許費に係る繰越計算書の報告について
報告第 2 号	株式会社沼田開発公社の事業計画及び決算に関する書類の提出について
報告第 3 号	沼田町土地開発公社の事業計画及び決算に関する書類の提出について
報告第 4 号	財団法人沼田交通教育協会の事業計画及び決算に関する書類の提出について
選挙第 1 号	選挙管理委員及び補充員に選挙について

- 意見案第 6 号 国鉄分割・民営化に伴う J R 不採用問題の早期解決を求める意見書（案）について
- 意見案第 5 号 緊急地域雇用創出特別交付金の延長・改善を求める意見書（案）について
- 意見案第 6 号 「三位一体の改革」および自治体財政確立についての意見書（案）について
- 議案第 52 号 町道東予幹線凍雪害防止工事（1 工区）の請負契約について
- 議案第 53 号 町道口美葉牛幹線凍雪害防止工事（1 工区）の請負契約について
- 議案第 54 号 建設機械購入契約について

【開会前に、第24回北海道町村議会広報コンクールにおいて、沼田町議会広報が「入選」を受賞したので、議長より議会広報特別委員へ、賞状の伝達式を行う】

〔欠席：中山農業委員会会長〕

開 会 午前10時03分

（開会宣言）

○議長（吉田好宏議長）これより、本日をもって招集されました平成16年第2回沼田町議会定例会を開会いたします。定数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（会議録署名議員の指名）

○議長（吉田好宏議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番 室田議員、13番 大沼議員を指名致します。

（会期の決定）

○議長（吉田好宏議長）日程第2、会期の決定を議題と致します。会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告を願います。橋場委員長。

（橋場委員長 登壇）

○委員長（橋場 守委員長）おはようございます。どうも、今日のご苦勞様です。議運の報告を致します。平成16年第2回沼田町議会定例会の会期につきまして、議会運営委員会の審議結果を報告申し上げます。

去る6月14日、午後3時から議会運営委員と正副議長出席のもと開催し、事務局より今定例会の提出議案等の概要について説明を受けるとともに、議長からの諮問事項を受けたところであります。これによりますと、本定例会に提出される案件として諸般報告2件、一般質問、町長に対する質問4人8件、教育長に対するもの1人で2件の計10件であります。平成15年度補正予算（専決処分）が1件、平成16年度補正予算7件、一般議案4件、報告4件、選挙1件、この他追加予定のものが、工事契約2件、財産購入1件で計3件追加される予定であります。また、議長に提出されました請願書、陳情書、意見書等、7件のうち、4件につきましては、上程すべきものとして取り扱うことで、意見の一致を見たところであります。

以上、付議事件全般について審議しました結果、本定例会の会期としては本日17日木曜日から18日金曜日までの2日間とすることで意見の一致をみております。

以上、申し上げ、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（吉田好宏議長） お諮り致します。本定例会の会期は委員長報告の通り、本日から18日までの2日間に致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から18日までの2日間に決しました。

（議長の諸般報告）

○議長（吉田好宏議長） 日程第3、議長の諸般報告については、前定例会以降の議会の動静、例月出納検査結果報告書を提出しましたので、ご覧願います。

（町政執行方針並びに教育行政報告）

○議長（吉田好宏議長） 日程第4、町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告を議題と致します。始めに町長。

○町長（西田篤正町長） 平成16年第2回定例会を招集申し上げましたところ、ご多用中にも関わらず、全議員の皆様の出席を賜りましたことを、心から厚く御礼申し上げます。ただ今から一般行政報告を申し上げます。

〈以下、町政執行方針朗読〉

○議長（吉田好宏議長） 次に、教育長。

○教育長（篠田繁彦教育長） 第2回定例議会に当りまして、教育行政報告を申し上げます。〈以下、報告書朗読〉

○議長（吉田好宏議長） 以上で、一般行政報告並びに教育長の教育行政報告を終わります。ここで、休憩を致します。直ちに全員協議会を開催しますので議員の皆様は、議員控室にお集まり下さい。

10時31分 休憩

13時02分 再会

（一般質問）

○議長（吉田好宏議長） 再会致します。日程第5、一般質問を行います。始めに、町長に対して、通告順に順次発言を許します。8番、絵内議員、商工業の融資について質問して下さい。

○8番（絵内勝己議員） 8番、絵内です。商工業の融資についてと題しまして、ご質問させて頂きたいと思います。沼田町も自立に向けて出発してきている訳でありますけれども、それに対して行政もそうでありますし、又、商工業の皆さん方もそ

それぞれ努力をして今日取り組んでいるかと思うのであります。

そうした中で、基幹産業は農業といえども、商工業の皆さん方もそれぞれ元気な経営の中で取り組んでいかなければならないのが現実であります。その事を考えた時に、商工業の皆さん方においては、農業と違い、非常に資金の面だとかあらゆる面においての補助事業が少ないのも、商工業の皆さん方の非常に不利な点でもあります。そんな中、数少ない上に商工業の融資について、貸しつけ条件が非常に厳しすぎて使いづらいという話があります。沼田町の特別融資、設備資金等についてですが、今、借りる時には、担保を取り、保障協会に入り、そしてまた保証人を付けるといった、利用する人達は非常に利用しづらいという話が非常に多く聞かれる訳であります。

そういった事を考えた時に、3つの保障まで取らなくても、2つくらい。例えば、担保と保障協会だけにすれば、非常に利用される皆さん方も借りやすいという声を聞きます。そのように改善してあげるべきだと思いますが、その辺の考えについて町長のご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）ご質問は、沼田町中小企業特別融資の関係だろうと思います。これは前々から、そういうお話もありましたし、今日の商工業者の皆さん方も大変なご苦労に対しても、何とかそういうものの改善ができないかという事で、担当課でそれぞれ検討頂いているわけではありますが、いかんせん、お金を借りるという事は、そう簡単にいくものではありません。私どもも、信用保障協会或いは、銀行。これらが最低限クリアするものは何かとなりますと、今言った3つの条件がある。これを、どれかの部分を外せとなりますと、外した部分を何処が保障するのかという事になってしまいます。

そうした意味で、申し上げましたように事務方でも、保障協会或いは信用金庫等と掛け合って、ここ数年やり取りをしながら努力をしてはいる訳でありますけれども、中々そういう意味では難しい。かといって、それでは3つの要件の内のどれかの部分を町がリスクとして背負うかという事になると、私どもも議会の皆様方と論議をしなければならない所でありまして、中々現状の中では難しいと思っておりますので、ご理解を頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）8番。

○8番（絵内勝己議員）一再ー 当然何処でもそうですけれども、借りる場合、貸す場合それぞれ目的があって、そうする訳でありますけれども、これは保障協会か何かの方で、これだけのものが無いと駄目だという何か定義的なものがあるのでしょうか。普通でしたら、担保を取り、保障協会というのはお金がそれだけ金利が高くなりますけれども、保障をしますというのが保障協会の使命だとか、役目だ

と感じる訳であります、それに尚且つ、保証人まで取らなければならない。3つをがんじがらめにしなくてはならない、確かに今、町長の答弁がありましたように、貸したが回収できなかったでは困る事は事実であります、担保をとって尚且つ保障協会という機能を考えると、さらに保証人まで、非常にこれほど必要なのか。

私達農業をやっている訳ですが、農協関係ではこれほどまでの担保物権というか、まあ農協の場合でしたら担保があり、保障協会に入ればそれで大体殆どがクリアできる面が、中には別な面もありますが、担保に入れない分については保障協会と保証人というのがある訳ですけども、3つの担保的な方法というのは普通一般にはあまり無いという感じがします。

これは保障協会あたりから言われているから、このようになっているのか、その辺は如何でしょうか。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）私は、余り内容を詳しくは聞いていないのですが、いずれにしても、保障協会或いは銀行、北空知信用金庫ですが、双方ともこの3つの条件がなければ駄目だと回答されていると聞いておりますので、その辺のクリアを私どもが考える、その内のどれかが欠けても良いのではないかという考え方と、保障協会と銀行側が考えるものとは差がありまして、これは向こうとしては譲れないという事でありますので、現行のところ先程申し上げましたように、一部の部分を沼田町が代行してリスクを背負うかどうかという事しかないと思うのです。その辺は、すぐ議会の意向とも確認できる訳ではありませんので、全体の整理をしまして、こういう場合に沼田町としてリスクを背負う事が可能かどうか、議会としても認めるかどうかという事の、協議をさせて頂きたいと思います。

とっても私どもだけでは、それを責任負うということはできませんので、議員の皆さん方もそれは仕方がない、町はリスクを背負ってでもやってあげなさいという事であれば、そういうような住民の皆さんに説明をして取り扱う事も可能かと思いますの、後ほどそういう相談をさせて頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）8番。

○8番（絵内勝己議員）一再々ー 確かに町長の答弁、分かるのですが、担保というのはもしも、回収できない時にはそれをこちらの方で売ってお金に変えるという、差し押さえ分が担保物権だと思うのですが、そこでまた保障協会まで付いている訳ですから、最悪の時には保障協会も面倒を見てくれるという部分だと思うのですが、それなら保障協会は何%も見ないという事なのですか、これ保障協会は単なる飾りだけの保障協会なのでしょうか。

決してそうでは無いと思うのです。何%なのかそういう細部については、私は理解しておりませんが、担保で殆ど80%以上クリアできるはずなのですが、そして

保証協会ですれぞれクリアできる面がある感じがするのでありますけれども、そういった事を考えた時に、それなりの方法をとっていくべきだという感じがします。

質問が3回目になりますが、北海道にも近隣市町村ではありませんが、行政の貸し付け資金の中に、この3つの中の2つだけでクリアして貸して頂ける市もあると聞いています。ですから、その辺は今、町長おっしゃったようにもし、焦げ付いた時は市が責任を負うかどうか、それは理解していない訳ですけれども、そういった事も北海道にもあるという事であります。

合わせて、もしもこういった資金対応ができないという事であるならば、別に新しく2つの保障でできるような資金を作ってもらえないのかどうか、そんな事も合わせてお聞かせ頂きたいと思います。

そしてまた、いまそれぞれ国も道も色々と、中小企業初め、大変な今の自治体の中でもありますので、新しくベンチャー育成といいますか、そのような資金対応も考えているようであります。そういった事を含めて行政としても、新しく取組む商工業の皆さん方に、なんらかの形をとってあげなくては、これから生き残っていけないのではないかと感じるのでありますが、その辺あわせて町長の御答弁を頂ければと思います。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）後段の、ベンチャー企業というお話もありましたけども、これも国は融資制度を設けて支援をすると言ってはいますが、実際の中身は相当厳しい審査を受けなければ融資を受けられないというのが実態な訳です。中小企業の皆さん方には枠を広げて、融資制度をどんどんやるのだと国では言ってますけど、実際それでは地元の金融機関或いはそういう所が、従来の担保能力だとか貸し付け条件だとかを緩和しているかというのと、殆ど緩和してないです。

ですから、一向に変わっていないのです。やはり日本の場合は、今のシステムからいくと必ず担保だとか保障がいるという、例えば保障協会でも、聞きますと、機械などの設備をする場合は、設備した機械が担保能力になれば、条件を免除するとか、或いはかなりの金額の定期預金を持っていて借りる場合については、担保を抜きにするとか、これらだって考えてみれば預金がたくさんあるのだから、すぐ担保に取れるという条件で認めている訳です。ですから、必ず最後はそういうになってしまうだろう。

それから、お話ありましたように自治体独自でやっている所も数があるのですが、そこも今、大変な思いをしているそうです。ようするに貸したお金が回収できなくて、市がリスクとして背負う訳です。貸し付け金額がどんどんどんどん増えてしまって、それ自体が機能しなくなってしまうのでは、という所もあるようです。もう少し今の議員さんの内容を整理しまして、委員会の折にでも全道の状況、それから

保障協会、信用金庫がどういう所まで譲歩ができるか、現行の所では出来ないと言っていますので、再度確認をしまして資料として出す、そしてさっき申し上げましたように、議会として町がリスクを背負う事について同意ができるかどうか、そういう論議をして頂きたいと思います。

○8番（絵内勝己議員）議長、今町長の答弁の中に、もうひとつ漏れているのがあるのですが、新しい資金制度ができるかどうかに対しての回答を頂いていないのですが。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）答えたつもりなのですが、今、例を上げましたように、独自のものをやるとすると、それなりのリスクを背負う。その事を本当に、理解してもらえるのかどうか、もらえるのであれば、町としても新しい制度を考える事も可能かなと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、次に同じく8番、町民会館の利用について質問して下さい。

○8番（絵内勝己議員）次に、町民会館の利用についてでありますけれども、沼田町も管内の近隣市町村の中でも優秀なる設備、施設を持っているのが沼田町であります。そしてまた、西田町政も2期目を迎え、新しいアイデアを導入しながら町政に取り組んで頂いている姿というのは、町民に高く評価されているのが現実であります。

しかしながら、沼田町に唯ひとつ無いのが、葬祭場であります。確かに、小さな葬祭につきましては、活性化センターなどを利用させて頂いている訳であります、後は殆どがそれぞれのお寺の方で利用させて頂いているのが現実であります。ただ、中には宗教的な部分だとか、たまたまお寺が遠くて使いづらい場合がある訳ですが、そういったときに、まあ特に大きな葬儀については町民会館の大講堂を利用させて頂くのも今まである訳ですが、そういう言い方をしたら大変失礼なのかもしれませんが、中型といいますか普通一般的な葬儀の時の、お寺以外の場所というのが現実にはありません。

そういった事を考えた時に、町民会館のロビー等をあまりお金をかけないで、カーテン等で仕切りをした状態で、何か一つの物を作って頂きたいと、多くの町民の声があるのは事実であります。たまたま今回の予算委員会の中でも、ちらっとそんな話があったかなと思いましたが、何か色々と諸般の事情があった事と思いますが、どうも積極性といいますか尻つぼみな部分になってしまっているのではないかと心配な部分があります。

町民の多くの方が、是非作って頂きたいという声も非常に多いのが現実であります。早急に話を進めて頂きたいと思いますが、町長のご見解をお伺い致したい

と思います。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）ご質問のとおり、当初予算に町民会館の利用という事で、改造費を計上している訳であります。担当課長の方から状況の説明もあったかと思ひます。現在改築をしているお寺もそうですが、町民皆さんの不便のないような改修に向けて今努力しているという話を聞きまして、もう少し様子を見て話し合いをしたいという考え方で、今止めている訳であります。更に、そういう意向について十分確認をしながら進めるように担当課に言っている訳であります。

もう一つの問題点は、前回の議会で中村議員からご質問のありました、化石館の移転場所といいますか、有効に活用する場合に、一つの方法として町民会館も候補に上がるのかなど、質問の内容を聞いていて理解をさせて頂きました。今年度、そうした意味で、後程橋場議員からも質問ありますが、温泉の周辺施設の利用、それから町民会館の利用、そのあたりを総合的にもう一度考えて可能であれば、町民会館の改修についてもまた、着工させてもらいたいと思ひています。

いずれにしても、現状町民会館は葬儀に使えない条例にはなっていないので、お使いになるのであれば、今文化祭で使う天井から降りるパネルがありますから、それを使えば仕切りも可能ですので、是非どうしても会場の都合がつかないで、お使いになる方については、貸す条件の中には制限がありませんから、ご理解を賜ればと思ひます。

○議長（吉田好宏議長）8番。

○8番（絵内勝己議員）是非前向きに取り組んで頂きたいと思ひますが、今は随分お寺でも良くなりましたが、他の宗派の人がお寺を借りに行った時には、前は中々良い返事は頂けなくて、例えばそれぞれのお寺の顔ききさんをお願いしてお寺を借りたというのが現実であります。それこそ、秩父別にもありますし、北竜町にもあります。沼田町も町民会館の大講堂についてはそうであります。先程失礼な言い方かもしれませんが、中型の葬儀の場合、簡単にイスなどを置いて使えるような方法になってくれると随分助かると、多くの町民の声があります。

また、沼田町にもお寺がそれぞれありますが、中にはある僧侶が、作るなら作っても良いですよ。作るのには、私は賛成ですという話もありますので、是非そういった事も十分にご理解頂いて、早急に改修に取り組んで頂きたいと願ひます。

町長、宜しく願ひ致します。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。それでは次。10番、中村議員。有害鳥獣駆除問題について質問して下さい。

○10番（中村保夫議員）議長。10番、中村です。話はがらっと変わしまして、この表題にあるとおりの質問をさせて頂きたいのですが、近年の農林畜産被害額と

駆除実績についてまずお聞きをしたい。キツネ、カラス、タヌキなどを含めて、農林畜産被害額をお知らせ頂きたいという事。

もうひとつは、これは特に質問の中心でもあるのですが、エゾシカの生息数の実態、現状と動向についてもお知らせ頂きたいと思います。

私ども山の方に住んでいるものですから、非常にシカを見る頻度が特に今年は高いような気が致します。ここ2週間くらいは殆ど姿見ておりません。というのは、今年生まれたエゾシカの行動半径が非常に狭いものですから、ここ生まれてから2週間くらいは殆ど動けないのです。これから作物が少しずつ大きくなってきた頃、去年も実はそうだったのですが、小鹿を連れた母鹿が、団体行動をとって畑の中に来るのです。食害自体はそれほど酷い事もないのだけれども、踏み荒らす。或いは、身体のだニを取る為に、地面に身体を擦りつける。そういった事で、エゾシカの被害が山間部では非常に心配をしております。大丈夫だろうか、今はまだ見えないけれども、後1週間もすればそろそろ出てくるねという話をしているところです。

そんな事で、エゾシカの生態数と動向はどうなっているかお聞きをしたいと思います。

ここにも書いてあるのですが、平成5年の220%という道の報告を聞いた事があります。ただそれは、北見だとか十勝だとか、ああいったフェンスで囲ったような所というのは、そんなに増えていないのです。何処で増えているのか聞きますと、それは上川であり空知であり、留萌なのだと。その辺で爆発的に増えていて、その数は2倍とかの数字ではないのだという話でありました。

先程も言いましたように、道東のようにフェンスで囲うとなれば、沼田町で何枚くらいのフェンスが必要なのか、僕はつまびらかではないのですが、おそらく1億や2億や5億の話ではないと思います。となれば、報告の中で今何頭駆除しているのかお聞きをするのですが、今後相当数の駆除がきっと問題になってくるのだろうなと思っております。

それを含めましてまず、表題の項目のところに書いてあります、2項目について町長からお答えを頂きたいと思っております。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）手元にある資料は、若干古いのですが、13年度の、道内の鹿の状況ですが、被害による減収額が30億円と言われているそうです。生息の実態数は24万頭。その内捕獲数が、6万頭という事でございます。ちなみに沼田の場合は、13年度シカの捕獲数は11という事で、この年度が貰っているデータの中では多いようです。14年・15年は1頭ずつとなっていますから、非常に少ないわけですが、そうした状況にあるとデータとして頂いておりますので、報告をさせていただきます。

○議長（吉田好宏議長）はい、10番。

○10番（中村保夫議員）一再ー 農業被害額としての報告があまり無いのだと、だからあまり駆除していないというニュアンスかなと聞いておりますが、そういった踏み荒らされた畑、それはコンバインで刈り取る時だとか、そういう時に田んぼのど真ん中で寝転がったり、或いは横断したりしているものですから、コンバインで刈りながら、舌打ちをしながら、またやられたよと。

だけどコンバインを止めてまで実態を見に来てくれ、こんなに酷いのだと、この圃場だけで3万円くらいの減収だと、この田んぼは2万円くらいの減収だという事をいちいち報告しないで、泣き寝入りしているのが農家の実状なのであります。特に、真布の沢の中ですか、更新の沢の中ですか、或いは東予の奥地ですか、そういった所というのは、言ってみてもしょうがないから被害報告を出さないという事が、相当多いと思います。

これは是非調査をして頂きたいと思えますし、その事によって駆除実績を建てて頂きたいと思っております。現場の話を色々聞いてみますと、今年は多いぞというのが、異口同音に聞こえて参りますので、よろしく対策を講じるべきだと思います。

それと、最後の方に書いてあるのですが、早めの駆除が必要だという事で、どうしても猟友会の協力を得なければならないという事でもあります。ただ、その猟友会に色々話を聞いてみますと、射殺する事は簡単なのだ。しかし、頼まれた人の所の圃場で、のたうちまわって死なれば、それはなんとか勘弁してもらえるのだが、それが隣の人の畑に行って、のたうちまわって死んだ。それをトラクターで引っ張り上げなければならない。作物ちょっと傷めるけど我慢してくれとはならないのです。猟友会としても、本当は今、駆除すればわりと簡単なのだけれども、後の始末が大変で、駆除できないというのです。

いくら農家の人に頼まれても、そんな事いっても今、この青々としたあずきを潰してトラクターで引っ張り出せるなら、何時でもしてあげるといふ話なのです。猟友会に任せなければならないのだけれども、やはり農家の人達の協力も得ながら全体としてシカを減らしていくという方法をどこかで講じないと、ただただ撃てば良いという仕掛けではない訳です。何かその辺について考えて頂けないかと思っております。

というのは、猟友会に対して今行っているのは、あまりつまびらかではないのですが、50万円の補助金を出して、それでキツネだとかタヌキだとか、野ウサギ、カラス、シカ、そういったものを駆除要請があったときに50万円の範囲の中でやってくれという事で動いているようなのです。猟友会も大分高齢化しているようですが、鋭意やってくれているようです。そんな中で、大動物を例えば10頭駆除する。或いは、将来的には僕は20頭、30頭の単位で駆除せざるを得ないだろうと

思っているのですが、そうなった時に、これだけ高齢化した中で搬出まで考えた時にできないらしいのです。もしも、許されるならば、例えば大動物については1頭当たり1万円なり2万円なり、圃場の中の斃死したシカを回収する費用も含めて、手当できないものかなと考えております。

そうしなければ、やはり道東のようなフェンスで囲んでシカをフェンスの中に追い込んだのか、人間がフェンスの中に追い込まれたのか分からないような状況に私は立ち入ると思うのです。その点について、何か方法として考えられる事はないかどうか町長にお聞きしたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）ご質問の内容で、実態はもうおっしゃるとおりのようでして、担当課が猟友会とも相談をさせて頂いているのですが、今おっしゃったように撃った後の始末、自分の畑もそうですが他人の畑等を荒らす格好になるのが一番の問題のようです。そのような事なので、中々出来ないのだという話だったそうです。

しかしながら、従来は11月から駆除解禁という事で、駆除しているようですが、今年度は7月に許可をもらって巡回もして頂けるという事ですから、巡回をしながら、シカがいる、いないという通報が大事なようで、農家の皆さんの協力を得て、早いうちに通報をして頂いて、今は携帯電話の時代ですので、役場なら役場に通報を頂いて、その中で猟友会の連携をとって駆除にあたる。そのような方法でやっていく事が可能かなと思います。

いずれにしても、農家の皆さん方が理解をして頂かないと、例えば倒れたシカが、畑を荒らすことによって苦情がくるということでは困りますので、なんらかの形で農協さんと相談しまして、どういう体制でやるのか良いのか、或いは、どうゆう通報体制をとれば良いのか、ちょっと相談をさせて頂きまして体制を組みたいと思います。

それから、シカのような大動物の駆除のために処理する費用というのが簡単なものではないという話ですから、これらについてはちょっと道の町村会等、政策研究会等もありますので、そういう中で、提言をさせて頂きまして、道としての支援制度など、どうかということを検討させて頂きたいと思いますが、いずれにしましても処理費用をいくら援助するのが適当かどうか分かりませんが、その辺も猟友会とよく相談させて頂きまして、総体的に沼田における大動物を駆除する対策をどうすべきか早急に検討していきたいと思いますので、ご理解頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）10番。

○10番（中村保夫議員）我々今農業、大変色々な意味で苦しんでおりまして、内圧或いは外圧そういったものに翻弄されておりますが、これに獣圧、けだものの圧力が加わらないような、何か政策的な手当をするべきだというふうに感じておりま

す。そのようなことで、私の質問を終わらせて頂きます。

○議長（吉田好宏議長）次に、12番、橋場議員。市町村合併について質問して下さい。

○12番議員（橋場 守議員）町長の答申書にもありましたし、すでに決まったことなのですが、合併をしない自立する町として踏み出した訳なのですが、私は自立を決意しただけ、決めただけでは駄目だと思います。これから始まるのだと思います。

この間私達、原水爆禁止世界大会に向けて平和行進団が来るので各町村を回る訳ですが、私がついて北竜町に行ったのです。北竜町では、町長は出なかったのですが、職員が来まして色々な合併の話もしまして、沼田町はいいですね資金もあるし、うちらは大変な状況なので合併せざるを得ないのだという話だったのです。私はその職員に、いや違うのではないかと。今財政が苦しかったら苦しいほど自立の道を歩むべきではないかと言ったのです。

それは合併されて、絶対今の状況では深川市に新しい庁舎を作るわけなのです。そして、将来10年も経って、段階的に交付税の基準財政需要額を補正される。これは各段の差の小さな財政になってしまうのです。今合わせた数からみると、絶対小さくなってしまう。そしたら絶対、はじめの町は、今苦しい中でやってきた事さえやれない状況が必ず出てくるのです。ですから、私は合併すべきではないという話をしたのです。

私はこれから、本当に闘いが始まるのだと思うのです。実は、この合併問題を合併だけとして捉えるのではなくて、日本の政治が何処を向いているのか、大きな観点から捉える必要があると思うのです。今、合併問題を小泉さんが構造改革で進めているように見えるのですが、実際にはその後には財界が付いているのです。経団連のトヨタ自動車の社長、奥田さんがやっている訳ですが、この人が色々な論文を発表しているのだそうです。その中で、これからの日本の経済ということで、色々言っているのですが、現在は中央から地方に補助金や地方交付税を流す型ですが、やはり地方の自立が非常に大事になる。こう聞くと、我々の自立と同じようなのですが、この自立の内容が違うのです。奥田さんのいう自立は、補助金・交付税の縮小、市町村合併の推進、道州制の導入等は全て地域の自立のため。つまり中央に集められた都市部の資金を地方・農村部にまわす事はやめて、地域に必要な金は地域から賄うとする、地域的受益者負担主義を推進することだと財界の会長がこういう方針を出しているのです。

こういう事を全部、頭に入れながらやっていかないと、沼田町でなんとか今、積立てたお金だけでやるのだと思ってしまったら、やはりやっていけなくなるのではないかと。将来的には国に対して交付税を正しく今の法律どおりに払いなさい。いっ

てみれば、憲法に定められた公平なサービスを何処に住んでいても受けられるという原則に立てというキャンペーンをしないと、町民の皆さんにもその点をはっきりさせて、やはり国の制度に対する批判的な態度を示さなければ、私は将来このままで国のやり方をそのままにしておいたら、潰されてしまうと思うのですが如何でしょうか。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）ご質問の今の市町村合併ですけれども、行政報告で申し上げておりますように、自立という事は、私どもとしてはまだあまり表現をしておりません。将来的には町民の皆さんの考え方がどうなるかによって決めなければなりません。当面はご存知のとおり地方六団体集まりまして、それぞれ国に対する抗議の姿勢といいますか、そういうものを打ち出した。これは前例のないことでありますから、そうした意味では非常に意義があったと思います。それと加えて、空知管内の町村或いは議長、それぞれがまた関係のところに伺いまして基本的な考え方を説明し、理解を求めているところであります。私は色々な所で申し上げておりますのは、地方がもしも衰退して地方に人が住まなくなった時、日本の食糧だとかそういうものが、どういう状況にあるのかという事をまず訴えているのですが、そういう意味でも、そういう事を理解して頂けるように、これは単に自治体だけでなく農業団体や様々な団体も努力を頂いて、弱小の地方を救済する。今の制度を堅持するという事を要望していかなければならないと思っていますところでは。

特に地元の住民の皆さん方には、今の我が町再生戦略会議を設置したのは、そうした意味で、一方では国に対してそういう意義を申し立てながら、もう一方では、どういう行財政改革を進めることによって沼田町がより安定的な将来が確保できるかという事の論議を、町の職員も交えて総ぐるみでかかろうという事で設置したわけでありますから、ご期待して頂ければと思います。年内に取りまとめて、1月か2月には町民の皆さんに説明する機会を設けたいと思いますが、その折にまた、町民の皆さんの意見を聞いて将来の方向性についてまた、論議を頂きたいと思っています。

○議長（吉田好宏議長）12番。

○12番議員（橋場 守議員）一再— 困難な状況に立ち入り、我慢してもらいたい所もたくさん出てくると思うのですが、それらもやはり意識改革というか、特に町職員の方達については、合併の問題とは何かを全職員が勉強するような体制が必要ではないかと思うのです。

是非とも町長、これから自立していく上で、国に対する立場だとか、私達は、理論武装といっていますがそういうものをきちっと確立して、町民の皆さんに啓蒙していくという点で、どういう事をやろうとしているかお聞かせ下さい。

それと、沼田町の町長は全国町村会長の中で、それから議長会でも、今の地方が国の存在理由のもとになっているという決議に対して前向きにそのとおり頑張っているのです。ところが、こう言われました町村会みんな集まってそこで決めた事なのに、それなのに何故合併しなければならないという町長が出るのか、これはやはり問題あるのです。高い金使って東京まで行って会議を開いて、そこで立派な決議はしたけれど、町に帰ってきたらそれをすっかり忘れてしまって合併しなければならないということになれば、これは駄目だと思うのです。是非ともあらゆる所で、立派な決議をしたので頑張ろうという啓蒙・宣伝を、他の市町村長さんに対してもやるべきではないかと思っているのですが、是非やってほしいと思っています。

ひとつ啓蒙をどうやってやっていくか、お聞かせ下さい。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）これからは、今の戦略会議の論議の状況ですとか、合併に関する様々な問題を町報を通じて特に頁を設けて周知をしていきたいと思います。今回も22日でしたか、町村会の南原常務を職員研修に招聘することにしておりましたが、職員だけでなく議員の皆さん方、或いは自治振興協議会、或いは町づくり町民会議の皆さん方にも聞いて頂いた方が良いでしょうと範囲を広げて広報をすることになっておりますが、様々な形で勉強の機会、或いは私どもが町民の皆さんとお話する機会には合併の現在の置かれている状況、或いは現在検討している状況等をお話しながら、意識を高めていきたいと思っております。

後段の方の、他町村の関係について、これはそれぞれお会いしてお話する時には、腹を割ってお話するわけですから、その中でやはり例えば明年の予算を組むのにも組めない状況という町村も中にはあるわけです。そういう中で、本来合併はしたくなのだけれど、これ以上自立をしても町の運営ができない。民間の会社で言えば倒産状況だと思いますが、そういう状況のところもありますので、一概に私どもが、そのまま自立しなさいということは、おこがましくて言えることではありませんが、今当面は、私どもの近隣の4町、沼田を容れて5町、或いは雨竜を入れて6町になりますが、そういう中で色々な情報交換をしながら、どうやったら多くの町村が今の形態を保ちながら住民サービスが維持できるか、そういう論議をさせて頂きたいと思っております。

○議長（吉田好宏議長）12番。

○12番議員（橋場 守議員）2番目に移ります。隣の町に対して合併するなどは言えないかもしれないですが、地方交付税を減らすなという事を決めたのは一緒に決めたのだから、その点では一緒にやろうという事は本当に協同してやっていく必要があると思うのです。そこで2番目ですが、医療給付の見直しに係る対応について、私達道段階でも、各市町村でも道に対して要請しているのです。それから、色々

な団体の見直しに対して意見を挙げたり反対運動しています。

この間、聞きましたら、道の見直しのために北空知地域全体でやってきた事が、町独自でやってきた問題がうまくできなくなるので、一様は条例だけは改正しなければならないという話を聞きました。それは、次の条例の中でやりますけども、仕方の無いことなので後で話しますけども、合併しないという意味で例えば長野県に泰阜村というのがあるのですけども、ここは小さな町なのですけども、凄い福祉をやっているのです。病院も持って、病院の先生がまた凄いのです。気楽に何処へでも行って診察したり色々なことをやって、寝食を忘れて住民の福祉サービスをやっているところなのです。そこの町長は、それまで自分の村でやってきた事が合併したら出来なくなるので合併しないというのです。

ところが町長、私ら沼田町が自立するという場合に、これまで道がやってこなかった色々な事、町独自でやってきた色々な福祉行政があるのです。これを道が見直したからといって沼田町の条例も見直すということになれば、何のために自立するのか分からなくなるのです。そういう意味では私、後で条例の時に説明があると思うのですが、これは別にするのだという話は後から聞いたものですから、それなら条例のところでやっても良いと思ったのですが、出しましたから言うのですが、やはりそういう事を堅持していく、そのためには減らすところは何処にするか、福祉やサービスは減らさないという立場に立たないと自立した意味が無くなるのではないかと思います。ここで最後に特別職の給与の見直しを考えるべきである所を書いたのですが、日本共産党が推薦している市長村長さんが何人かいるのですが、北海道で栗山、勿論奈井江町長もそうですが、栗山町長も日本共産党推薦を受けているのです。ここの共産党の議員が、今年の予算審議で、反対討論しているのです。私はその広報を見て、何をやっているのかと読みましたら、こういう事なのです。これだけ情勢が大変になっている状況の中で、全体としては反対ではないけども、特別職の給与を減らすべきだと、そして本当に全町民と一緒に我らも我慢してやるという立場に立つべきではないかという意味の反対討論だったのです。それで、納得はしたのですが、私はそういう事を今、考えていく必要があるのではないかと思います。どうでしょうか。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）道の独自施策ですか、福祉施策を後退させないのが自立だというお話でありますけども、私どもとしてもそういうものを出来るだけ維持をしたいという気持ちは十分持っていますけども、果たしてその事が現状の財政の中で可能かどうかという判断。それと、この事業を継続することによって、財源が無いとすれば何処の施策をカットするかという論議を担当課とやるわけですが、そういう広い論議をしながら、可能な範囲で努力をしていきたい。ただ私は、先般も議長

も同席の場所で道議会の先生方に申し上げたのですが、道が選挙目当てに独自の施策をどんどんどんどん拡大してきたわけです。それは、橋場議員さんから言うと福祉の拡大で良い事に捉えられると思いますが、私は逆に町村の意向も踏まえないで、我がの選挙のためにどんどんどんどん制度を拡大してきて、今財源が無くなってきたから今度は町村に一方的に相談もなしに今度は制度を全部縮小をかける。そうすると、橋場議員さんのような方がいらっしゃる訳ですから、その削減された施策を町が引き継ぎなさいという論法になるわけです。そうすると、それだけの財源が町にあるかどうかという事です。ですから、私どもとしては、その場所でも申し上げましたように北海道が勝手に作った制度ではないか、何故今やめるのか。やめるのなら町村の財政状況を考えてもっと相談をしながらやるとか、どういうふうにしてやるのだという事を明らかにすべきだと、抗議の意味も込めて言ったのですが、これは福祉の制度だけではなくて、パワーアップ事業もそうですね、5%で打ち出してきて、今は7.5%~17. なんぼまでなっていますけども、沼田の事業は沼北地区でやっているのは7.5%です。そうすると2.5%は町でかぶっているのです。その事は道は全然感知をしないといえますか、ようするにこれも選挙公約で挙げたのです。農家の皆さん方の票を得るために挙げたのですが、今は財政が苦しいからといってどんどん削ってきて一方地元ではかぶる格好になる。そういう事は声を大きくして、先程もおっしゃったとおり近隣の町長と手を組みながら反対をしていかなければならないと思いますし、一方では反対しながらできるだけやった事業の継続性を高める為に財政的にはどうなのか十分な検討をして理解を得られるような努力をしたいと思います。

それと特別職の給与の関係につきましては、これは北空知の報酬審議会で私どもの給料は決められている訳でありまして、その中で決められた金額を私どもは2度に渡って引下げをしております。管内的には、他の町村のことは言う必要はありませんが、全くその報酬通りにもらっている所もまだありますから、そうした意味ではそういう努力をさせて頂いています。ただ、私が懸念するのは四役の給料を下げるということが続くとすれば、これは一般職にまで影響します。それは、橋場議員さんと前々から話しても食い違うところなのですが、一般の町民の皆様はそうは受け取らないのです。

町長も助役も、収入役も教育長も給料を下げているのに、何故一般職は下げないのだという論法になるのです。ですから私どもは、そういうところまで影響を及ぼす事はさせてはならないということで、例えば手当の加算についても特別職だけでカットしています。他の町村では現実に一般職にまでそれがいつています。ですから、そういう色々な事を考えながらやっていかなければならないと思うのです。それと、今戦略会議でおそらく論議をした中で、財政の状況からいって削るべきだと

いう案が出るかもしれません。出たとすればこれは四役だけではなくて、議員の皆さん方の協力も得なければならない。決してこれは、特別職四役だけの給料を下げればよいという問題ではないですから、全体がどうなるかという論議をしながら進めていかなければならない。

それと橋場議員さんは共産党と名乗っていますので、政党のあれがあってきちっとルートがあるのであれば、例えば私どもが努力をしながら僅かな給料額ですが、引き下げる努力をしている。それじゃあ国会議員の先生方が例えば総理大臣だとか、大臣だとか、自分達自身の報酬だとか、定数だとかそういう論議は全然していませんね。むしろ、党としてそういうものを打ち出して一人の国家公務員が退職するのに9千万円の退職金だという新聞報道がありました。今、私どもの職員が辞めたっておそらく2千万円そこそこだと思います。そういう論議をやっていないと、一方ではさっきから言うように地方ばかり苛められて、それを今度住民サービスをしなさいとなると結局はそういう所にしわ寄せがくる。その辺もご理解頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）橋場議員。この合併問題については3回質問終わっていますので。

○12番議員（橋場 守議員）いえ、今は2番目の問題の1回目ですから。

○議長（吉田好宏議長）これ一括して、合併と合わせて質問ですから。

○12番議員（橋場 守議員）一回目と二回目と分けてやっているのです。1と2と。

○議長（吉田好宏議長）それと橋場議員。非常に国レベルの話もありますが、これはやはり地元、町に対する或いは町長に対してこうやってほしいのだという面を簡潔に質問してほしい。

○12番議員（橋場 守議員）一再— はい、それは分かりました。町長、国の関係が無関係で町は自立できると思っていますか。そのことを聞きたいです。

それから、町長や四役の給料を下げたら、職員の給与も下げなければならないということは無いのです。全くないです。秋田湯沢かな、他にも陸前高田という所の市長も選挙の中で、3割町長の給料をカットしますとあって、当選後すぐそのとおりやっているのです。そして、職員の給料は下げていません。職員も、町長がそれだけやるのだと、色々なことを研究して、これは湯沢市ですが国民健康保険の料金を下げる事を考えてみたら下げる事ができましたとやってくれているというのです。

けっして職員の給料に連動することではないのです。それは、町長がそう言い張るのであればしょうがないですが、確かに道が、選挙目当てでやったことでも良い事ですから、町長が何で勝手にやめるのだと抗議しているという事で多いに理解しましたし、これからも道に対して要求していかなければならないと思います。更に、

国に対して乳幼児の医療費の無料というのをやらせれば、国がもし1才年齢を上げれば、今沼田が独自でやっている分が浮いてくるわけですから、道がやっている部分が浮いてくるわけですから、それを他に回すという事ができるので、是非とも道に対しての強力な要請をして頂きたいと思っています。

後で、国に全く無関係で自立できるかどうか一杯飲んだ時にでもお話して下さい。次、農業問題に移っていいですか。

○議長（吉田好宏議長）橋場議員、農業問題についてはイ、ロ含めて。

○12番議員（橋場 守議員）はい。用紙が無かったので、合併問題1、2で分けてやったのだけど、1番、2番続けてやれと言われなかったのので、分けてやっていたのです。

農業問題イ、ロこれは一緒にやります。さて、中村議員から農業は大変だ、野獣の獣圧までかけられては大変だと言っていました、ここに書いたように小泉首相が今年の11月だそうです、「食料・農業・農村政策推進本部」という所で、WTO農業交渉や自由貿易協定を促進する観点から、「過度に国境措置に依存しない体制を早期に確立したい」と言っているのです。これはまた、国のことになるけれども、国抜きにして農業は出来ないのです。農村問題。それで、これも財界の要求なのです。コストのかける割りに、うだつが上がらない産業は潰せという事なのです。

それは何の為かという、国際協力に打ち勝つ為だと言っているのです。それが、農業部門について表れたのが、今度の米政策大綱ではないかと私達は思っているのです。ようするに、効率の悪い農家を潰してしまえと、しかも、さっきの奥田さんの言っているのには世界規模でやっている経済の中で勝たなければならないと言っているのです。それで、無駄な事はどんどん、これから中国や東南アジアに物を輸出する事になっているのです。そうすると、見返りとして向こうから入れる物としては農産物しかないのです。これに対して、どうやって農村の皆さんが抵抗するかどうかにかかってくるのです。

ところが、残念ながら沼田町でいくと、だいたい担い手農家にほとんどなっているので、こっちは何とか町の補助をもらっていけばやっていけると思っているのかどうか知りませんが、日本の農業全体を守っていくという意味で町長、農村の皆さんとそういう問題も議論する必要があると思うのですが如何でしょうか。

これは本当に財界の方針としては今、中国の経済がどんどん発展していますから、そこに工業製品を輸出するのには見返りとして必ず農産物を入れなければならないという事ですから、これは大変な事になるのではないかなという事で、この点もやはり農村の皆さんにしっかりつかんでもらうような努力が必要ではないかと思っています。

それから下の方に（ロ）で書きました、衆議院農水委でもって、食糧庁長官が、

これは前の長官みたいなのですが、WTO協定の下でも、価格維持のために金を出すなというのがWTOの方の圧力なのですよね。それでも、そういう圧力の中でもまだ、米について60kg当たり2万円の価格維持をするための保障は可能だと発言しているのです。これは是非、もし違ふと思ったら農水委員会の議事録、官報で来ているはずですから読んでみて下さい。1999年の3月16日にですね、これは日本共産党、上のやつは松本せんべいさんです。下のやつは、女性の議員の人が追求したらミニマムアクセス米というのは「義務」ではなくて、「機会」だということで認めさせているのです。この頃、農民新聞にも義務とは書かなくなったそうですね。記事として。アクセス米を輸入機会というふうに表現が変わったそうですが、みんなはほとんど義務だと思って、仕方がないと諦めているのではないかと思うのですけども、これらのやはり町の広報として宣伝していく必要があるのではないかなと思います。如何でしょうか。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）農業の問題については、非常に厳しい環境にあるというのは、それぞれの議員の皆様方も理解をしているところではありますが、今のWTOの関係につきましては、7月で合意ができるかどうかという事を懸念されている訳でありますけれども、私どもとしては町村会を通じまして、直接所得保障の問題ですとか様々な形で農業に対する支援をしなければ日本の国は成り立たないという訴えをしておりますので、引き続きそういう考え方で進めていきたい。特に中国の問題もありましたけれども、やがてここ数年の内、近い将来の内に中国も食料の輸入国になるであろうと既に報道されています。そうした意味と、日本はそういう事を捉えて、自給率45%まで引き上げるのだと言っているのですが、一向にそれが到達できない。そういう観点からいきますと、もうちょっと農業の保護政策と言いますか、そういうものの視点を変えなければ、そういうものは到達できないのかなと思っておりますし、より国民の安全・安心な食料を供給するためにも、そういう体制で例えば直接所得保障制度ですとか、財務省はそれを嫌っているようですが、そういうものを町村会挙げて要望する。その事が、北海道が農業立国だという証になるのだと思うので、農業の自立ができるということは、この北海道が道州制になろうと何になろうと自立のできる農業国という事になるだろう。そうすると、市町村も同じように農業を中心とした地方自治として生きていけるのかなと思っておりますので、それぞれの問題についてきちっと対応させて頂きたいと思っております。

それから、ロの問題につきましては、そういうものがあるという事でございますので、機会がありましたらそういう発言をさせて頂いて、より一層今後も勿論そうありますけれども、北海道沼田町の農業を守る為に努力をさせて頂きたいと思いま

す。

○議長（吉田好宏議長） 12番。よろしいですか。次、化石館の運営について。

○12番議員（橋場 守議員） これまた、用紙が入ってくるのが少なかったので、1と2別な問題なのですが書きました。

料金を徴収するようになってから、よそから訪ねてくる人が、見せてくださいとくるのです。料金必要ですと言ったら、それなら結構ですと帰ってしまう人がいるらしいのです。そうすると、折角良い物を見てもらわないで帰ってしまうという事があるので、まあ条例で決まったので難しいけども、将来の問題として化石館維持、それから研究維持のために、募金箱を置いてそこに入れてもらう。中には快くお金を払ってくれる人もいますが、そうでもない人がたくさんいるのだそうです。それで、そういう方向にしてはどうかと思っていますが如何でしょうか。

それとこれ、ついでに料金の問題で言っておきますけども、料金を払うと伝票を起こさなければならぬでしょう。全部。そしたら、そっちの伝票と〜〜〜100円か200円払うより高くなるのではないかという話もあるのですが、それと同じような事をコピーをやりますと、1枚10円取られるのです。その10円払うのでも、沼田町は伝票書くのです。深川に行きましたら、深川市の窓口でコピーをしてくれるのですが、お金を払ったら伝票も何もないです。行ってどこかにポチンと入れてそれで済んでいるのです。行政改革でそれもひとつ、化石館のことも含めるのですが、200円やるのに全部書いて、誰かが納めにくるかする訳ですよ、そういうのをちょっと改革しては如何かと思っています。

それから今、ほろしん温泉の施設が空いているのです。陶芸館の中を入って見たら、ちょっと化石の展示やなんかでは2階つくっても無理かなという感じもしまして、この間行ってみたら結構、ほたる学習館ですか、あれは広いのです。1回、雪の研究か何かで施設を作って、我々見せてもらったですよ。何か設備したときには議員全部が行って。それも何かあまり動いてないみたいだし、そこらに移してはどうかと思うのですけども、そうすると、今レプリカやっている人達ね、この人達の通う問題があるので、それは十分相談してみなければならぬと思うのですけど、そういう方向ではどうなんでしょうか、と考えているのですが如何でしょうか。

それから、井原水産の問題はさっき報告受けたので分かりました。でもやはり、会社に対して正職員と、臨時職員も同じ労働者だよという方向では話しておいてほしいと思います。

○議長（吉田好宏議長） 町長。

○町長（西田篤正町長） 化石館の料金につきましては、本来教育委員会の方から答弁してもらえば良いのかもしれませんが、資料を頂いた中では、6月の昨日か一昨日現在だと思うのですが、利用人員が225人で内、有料者が121人。無料が1

04人という事で報告を頂いているのですが、議員の言われるように、来て有料と聞いてお帰りになったのは、5人程度だというように聞いております。そうした中で、約3万円近くの収入が6月の途中までである訳ですが、一定の理解を頂いているのかなと思っておりますし、4月から有料化にしながら専門の学芸員も招聘している訳でありますので、当分この状態で進めることをご理解頂きたいと思います。

特にこれからは夏休み、或いは夏期の体験学習などで相当団体でも入るようになっていそうなので、今それを変更するという事はまた、財政上の問題もありますので、引き続きこの状態で運営させて頂きたいと思います。

それから、温泉のほたる学習館のところではありますが、先程申し上げましたように有料にし、或いは資料として十分活用ができるという見通しがある程度立てられているようでありますので、私どもとしても先程申し上げました町民会館、或いは今の陶芸館、或いはほたる学習館、その他に適当な施設があれば別ですが、町内全体的に施設の利用状況を勘案しながら、或いはお客さんをどう導くか考えながら、今年度一杯検討させて頂いて、議会の意向も確かめながら明年に向けて決定をさせて頂きたいと思っているところです。

それから、井原水産の関係につきましては全員協議会でそれぞれお話をさせて頂いている状況ですが、私どもの方から要請書が行っていた関係がありまして、パートの皆さん方とか、臨時の皆さん方に説明する機会が遅れていると思いますが、正式に7月中旬に本社へ吸収するという考え方の方でありますので、きっと近いうちにお話があると思います。町としては、次を何らかの形で考えたいという話もありますので、それに期待をしながら努力させて頂きたいと思いますが、いずれにしてもちょっと余分ではありますが、今まで70数人の通っている方が、留萌に移るとい事によって全体が留萌の方に移るかどうかというのが、社長の話の節々に心配が出ています。そうすると、全体が行かないとすれば、数の子の主力の生産はここですから、そうすると状況によっては私の考えでは1年先とかが出る可能性もあるのかなと、その人達の動向によってそのようなことも考えられると思っております。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。次に13番。大沼議員。

○13番（大沼恒雄議員）13番、大沼です。商工振興の中のTMOということでお尋ねしたいと思います。基本構想、そういったものは理解しているとして、TMO計画からTMOによる事業化、これをいかに具現化していくかという事。今、広域カードシステム、ポイントカード事業。これはかなり具現化されて、実行に移ろうかという段階になってきているのですが、その沼田町基本計画に基づく各種事業を町長、今後どのように展開していくのか、町長の所信をお尋ねしたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長） TMOにつきましては、商工会の若い方が中心に非常に熱心に協議を頂いて7月の29日には、今お話ありましたポイントカードがスタートするようであります。その後につきましては、現在それぞれ第4部会と申しますか、事業委員会を設けて1から4までの事業委員会と、総務委員会を設けているようであります。その中でそれぞれ役員の人選の割り振りをしまして、具体的な計画をこれから詰めていくようでありますので、私どもとしても駅前再開発事業に合わせて、町として出来る範囲での協力をしていきたいと思っております。

いずれにしても、行政報告でも申し上げましたように駅前の道路の改修が、今説明会が1回終わりました、具体的なプランを提示するようになってくるだろうと思っておりますので、そういう提示されたプランを受け入れてくれるかどうか一つの課題だと思っておりますが、それがもしそれぞれの地権者の皆さん方の理解を頂けるとなれば、私どもとしても次の段階としてTMOを絡めた事業展開をどのように持っていくかという話を具体的に議会でも論議をさせて頂きたいと思っております。

現状では、ご質問の次の事業はというところですが、事業の内容は具体的に出ておりますけれども、それがまだ検討の段階という事でありまますので、ご理解賜りたいと思っております。

○議長（吉田好宏議長） 13番。

○13番（大沼恒雄議員） 一再ー 町長、TMOは沼田町の第4次総合計画を根源としながら、3本の柱で成り立っていて、これから沼田町をどうしていくかという基本理念がありましたですね、それに基づいて進めていくものなのですが、そのTMO計画の中には、商業等の活性化のための事業と、中心市街地活性化のための事業。おおきく分けると2つあります。これは、商工会的なものを主体としている事業と、沼田町が主体になっていかないと出来ない事業に分かれると思うのです。

それで、ポイントカード事業を実際立ち上げるのに、1年かかっています。今、2つの事業を総合すると、22事業になります。これを毎年1年、一つずつやっていっても22年かかります。そうすると、TMOの一番基本的な計画が22年経った時に成り得ているのかという疑問が非常に出てくる。となると、スピード感が非常になくなってきます。今町長言われる様に、商工会では4部会立ち上げてこれから進めていこうとしていますが、駅前周辺整備について道事業が行われているのですが、TMO計画の中にもこれにリンクした計画が何点か出てきています。

となると、TMOの商工会の人間が主体になっていくのか、この計画にリンクさせて町自体が主導権をとって動いていくのかが問題になっていくと思うのです。となると、今例えば役場の亀谷さんが出ていますね、それと商工会では尾中さんが窓口でやっているのですが、このひとつのポイントカード事業にかかりっきりになってしまって、次の計画に移る判断が出来ていないのです。

となると、また1年計画を立てて、次の計画が具現化されるまでという最低2年はかかるだろうと思います。それで、各種サポート制度というのが色々ありますよね、一部に聞いたらこれは私がちょっと聞いた話なのですが、タウンマネージャーを使ってプレゼンテーションしていくと非常に事業がしやすい。しかしながら、国は3分の1出すのだけれど、町の方では例えばあまりお金の掛かるようなやり方というのは望ましくないと思うのですが、事実そういう考え方があるのだとしたら、僕はちょっと違うのではないかと思います。

基本計画は沼田町の基本計画を基にして作っているんで、これについては専門職もしくは、それに携われる時間を一杯持てる方を選任して頂いて、タウンマネジメントに対してもプレゼンテーションができる方を活用して、進めていって頂きたいと思うのですが、もし、そうしないと商工会だけに頼ってしまって、今商工会が町主体で、町に声を掛けてもらわないと動けないという事業がこの計画の中にかなり入っているんで、その辺を含めて町長のお考えをお聞かせ下さい。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）町としての第4次総合計画というのは、事実としてある訳ですけども、今、我が町再生プランを練っているというのは、その総合計画自体も向こう6年間なら22年までの間、どうするかという事の見直しをかけるという事を職員に伝えてありますので、具体的に町の人口を今想定している3千数百から減った時の平成22年、その時にどういう施策で、どういう展開ができるかということをやりたいという事をやりたいと言っておりますから、具体的にプランが出てくると思います。その時に、いま言った22事業と言いましたね、それら全体が可能かどうか、そういう論議になろうかと思います。

それから時間的には、今の駅前再開発の事業がスタートするとすると、これは道とのやり取りの中で、その事業が着手する以前に、私どもとしても駅前をどうするかという事を出さなければなりません。その時には、今の事業全体の見直しをかけて早期にやる。それから、極端なことを言いますと、今見直しをかける時、人口が減っていく時に商店街の年齢構成だとかを見て、どういう状況なのかという事もおそらく担当課では検討していると思いますので、そういうものを持ち込んでTMOの部署は勿論そうではありますが、商工会とも十分論議をしながら、沼田町の将来の商店街の形成がどうなされるべきかという論議もしながら進めていく。

そのことによって、今言った事業の整理、或いは事業をどの年にやっていくかという事の結論が出ると思います。それと、町も必要があればそういう支援の態勢を組みたいと思いますし、商工会もそれなりの体制を組んで頂くような話し合いを十分させて頂きたいと思っております。

○議長（吉田好宏議長）13番。

○13番（大沼恒雄議員）－再々－ 町長、TMO自体は受け皿として商工会がタウンマネジメント機関として、3セクをとるか商工会をとるかという中身でもって、沼田町の場合は商工会が受けた訳ですよね。基本的な構想というのは、市町村が作成して、市町村が決定しているものなのですよ。そうなのです。それが基本計画になっているのです町長。だから、その基本計画が沼田町の中心市街地、3つありましたね。沼田町中心市街地の活性化基本計画と、商店街の活性化基本構想と、それを含めて沼田町の中心市街地活性化のタウンマネジメント構想を作っているのですよね。これをTMO計画として出して、TMO計画として認定した訳です。

それをやっていく受け皿として、商工会が3セクじゃなくて商工会が受けた方がやりやすいだろうとして受けているのです。町長、違いますか。僕は、そうやって今まで理解しているのです。だから町が主体となって動いていかないと、この計画自体が年数だけかかって頓挫してしまうのではないですかという心配なのです。

だから一つのポイントカード事業が、今進もうとしていますね、そうするとそのポイントカードを実行する部隊と、次に計画を具現化する専門職がもう既に動いていないとならないと思うのです。そのために、今、役場の亀谷さんと商工会の尾中さんだけで、その計画を具現化するのにはスタッフとしては非常に足りないという事なのです。これは、仕事をもっとしなさいと言ったら別なのでしょうけども、お互いに仕事を持っていて、TMOの専従者としての形を与えられている訳ではないですよ、ちなみに大樹町、紋別市は商工会からも役場からも職員が出て、TMOに対して専門職がいて、実際プレゼンテーションを行えるまでのものになっているのです。それでどんどんどんどんTMOの計画を実行していくレベルになっているのです。沼田町の場合それがまだ無いのですが、実際計画が認定されてしまったら、それを具現化するのにスタッフがいないと、かなり今後難しくなってくるのではないかなという心配なのです。でも、かなり負担もかかってくると思います。

だから、先程言ったように一つの事業を行うのに、終わるまでに2年かかります。24事業あったら、48年かかります。それではスピード感も何もない。町長が言われるように、これは経済産業省でも中心市街地の活性化のタウンマネージャーの派遣事業もあります。計画を実行していくために、国も3分の1、市町村も3分の1出しなさいという補助制度もある訳です。そういったものを活用していくと、この計画の具現性が、僕は更に進むのではないかなと思うのです。だから今の体制で商工会は4分割はしたのです町長。だけど、駅前周辺整備などについても、これは今道でもやっています。地権者に対しての説明も道にやってもらえばいいのですけども、これに対してTMO計画の事業にある周辺整備、それから商工会で進めなければならない駅舎のTMOの感覚、これを町の方でこういうふうに動いて下さいと言われないと、僕は動きにくいと思います。

だから、商工会がTMOとして受け皿になっています、けどもあくまでやるのは商工会TMOなのだけれども、それに対して主体性を持っていくのは、私は町でないかと思うところに、専門職であるとかお金の投入の仕方であるとかの考え方が若干変わってくるのではないかなという事なのですが、再度如何でしょうか町長。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）根本的にちょっと考え方が間違っていると思います。これはあくまでもTMOが主体です。ですから行政が構想を持ち上げてきたものを受け取って、経済産業省に沼田町としても理解しましたということで出したということです。ですから実施自体はTMOですから、いまおっしゃるように人材も必要であるとすれば、商工会を中心としてそういう体制を組んで、町に対して人材も置くのだけれど、こういう経費の不足分が賄いきれないので助成をしてもらえないかという事が本筋だろうと思うのです。

町があくまでも主導権を握っているという事ではなくて、町は今職員を一人やっているのも商工会ではできないというので、それではお手伝いで一人派遣しましょうという事ですから、大沼議員さんおっしゃるのは町が主体的に進めていくのが筋だと聞こえるのですが、そうではなくて、あくまでも主体性は向こうにあって町はお手伝いをする。その全体構想の中に町がやらなければならない部分がある場合は、そこは町としてやりましょうという事だと思うのです。

ですからこのポイントカードも年数が掛かったと言いますけども、初めてのことでなのでそうでしょうけども、やはり商工会自体がどういう運営をしたら良いかということの論議をする時間が初めての事業ですから長すぎたと思うのです。ですからその辺は、もう一度商工会に対して、私ども地域開発課の事務局の方から具体的に、考え方をもう1回整理して頂くように説明させて頂きます。食い違っているところは、修正します。

○議長（吉田好宏議長）それでは以上で、町長に対する一般質問を終わります。

（教育長に対する一般質問）

○議長（吉田好宏議長）次に教育長に対しての一般質問を行います。12番、橋場議員。

○12番議員（橋場 守議員）教育長の行政報告の中で、4ページに起業家教育実践研究事業の実施についてあるのですが、この中で経済状況を反映してと書いてあるのはそのとおりですが、就職をしても早期に離職するもの、フリーター志向の広がりなどというのはちょっと、捉え方が違うと思うのです。何よりも仕事が無いという事で、特に若い人達は就職難なのです。それで、仕事も大変きつい訳ですけども、私達の国会議員団が240回以上サービス残業について国会に追求しているの

です。この2年間に、全国で150億円のサービス残業代を払わせているのです。

だけどそれで、正規の職員を置けばいいのですが、そういう状況にはなっていないのです。例えば、新日鉄の八幡製鉄所の中身で、1万1千人の労働者が働いているのですが、そこで正規の職員は2千8百人しかいないのだそうです。下請け関連やパートの人達が8千2百人もいるそうです。しかもすごい劣悪な労働条件なのだそうです。それからNTTでいうと、ソルコという孫会社を作っているらしいのですが、そこでは正社員が450人に対して、契約職員だとかパートなど1万2千人もいるのだそうです。それから郵政公社でいうと、29万人の職員中16万7千人しか正規の職員がいなくて、あとアルバイト非常勤職員で1万2千3百人らしいのです。

アルバイトだとか契約社員だとか、フリーターという色々な名前があるけども、いくなれば不安定雇用労働者というのは、労働者全体の中でも3割にもなっている状況なのだそうです。ですから、好んで自分の志向としてフリーターを選ぶという状況ではなくて、そういう人もいると思うのです。けども、そうでなくて実際にはずっと長く働きたいけれども働けないという状況だと思うのです。

北海道の最低保障賃金でもって、ある青年労働者がこれで食べていけるかどうか、25日働いて最低賃金8時間で、実際にその賃金で生活してみたのだそうです。全く食べていけない状況だったそうです。ですから、そういう労働条件があるから結局は、ここでは駄目だもっと良い所をみつけて歩くという状況だと思うのです。

そこをきちっと見た上で、経済状況を反映してというなら分かるのですが、何かそういうフリーターが青年志向なのだという事では違うような感じがすると私は思っているのです。

そこから、小学校・中学校の内からこういう事をやるなれば学校教育とはなんだろうかという疑問を持つてしまうのです。職業を見つけるために小学校、中学校に入るのではなくて、教育基本法でいう人格形成のために、将来社会人として生きていくための色々な知識を入れ、そういう勉強をしながら人格形成をしていく場所だと思うのですが、こういうふうに私は考えるのですが教育長はどう受けとめていらっしゃるのでしょうか。

それから2番目なのですが、昔なら考えられない、みんな年配のお母さん達、本当はおばあちゃんの段階なのだろうけど、この人達はどうか変わったのだろう。こんな事今まで私らの時には考えられなかったのですが、本当に酷い状況が生まれているのですが、ここに書いたように子どもが悪いのではなくて、親の社会、経済社会そのものの歪みが子どもに反映しているのではないかと私は思うのですけども、これまで非行の青少年をあれする施設がありますね。矯正施設。そういう所の職員が集まって、何故こうなったのか色々研究するのだそうです。勉強会したり。そこ

で、そういうのを集めて法務省矯正局という所で現代少年非行を考えるというものにまとめたのだそうです。その中で、見ているのは、青少年の心の中に歪みがあるという捉え方をしていないのだそうです。違うのだそうです。青少年の心が歪みではなくて、心の発達の未成熟さがそういう非行を起こすと書いてあるのだそうです。

それで、非常に色々な運動をやっている人達が、これでもって救われると、精神発達をきちんとできるようにしてやれば、こういう少年犯罪はなくなるだろうという希望を描けると言っているのです。

ところが、前にも議論すると学習指導要領の中で、教える量が少なくなりましたと、こう教育長が言っているのですよね。ゆとりもできたのだと、言っているのですけどね、ところが、一方でそういうふうと言っているけれども、土曜日も休みだと言っているけれども、小・中学校も特区を設けて学区をとっぱらってしまったのですね。ですから、それやられると沼田の生徒も、沼田小学校・中学校じゃあ嫌だから、滝川・深川に行けることになるのです。

そういう特区のところで、どういう事になったかということ、中学校で2月だかに一斉に学力テストをやったのだそうです。学力テストをやって、6月にその結果をインターネットで発表したのです。そしたら、3教科らしいのです。国語・数学・英語と。その教科を発表したら、小学校から中学校に応募した状況が、その3教科の良い所に殺到したのだそうです。これは、荒川区と品川区でやったのだそうです。そして、成績の悪かった学校には、定数160人に対して35人しか希望者が無かった。そんな事をされたら、沼田小学校だって潰れてしまうかもしれません。沼高もやっと生徒を集めているのですから。そうすると、結局は教科ではゆとりを作ったというけれど、そのゆとりの分、塾に通って取り返して、とにかく良い学校に行かなければならない。結局は、競争を物凄くあおっているのは制度上でやられているのです。

そうすると、国連が言っているのは極度に競争を押し付けるような教育内容になっている。これを変えなさいといって勧告を5年前にされたのだけど、今回また同じ事ひとつも変えられていないという勧告らしいのですが、実際にそういう事ではないかなと思うのです。ですから、私は是非ともこの歪みではなくて、精神発達未成熟というのを変えていくためには、教育そのものがやはり市民的道德の基本を小・中学校の教育の中で身に付けさせなければ駄目だと思うのです。

残念ながら、今の親が過度に競争を押し付けられるような教育制度の中で育ったのです。ようするに、人のことを人と認めない。そういう教育を受けていますから、私達、空き缶拾いをやりますね。町が主催して。そしたらとんでもないものが投げられているのです。でもそれは、子どもが投げたのではないです。みんな大人が投げたやつを拾っているのです。私達。ただ今、考えると子どもだけではなくて、今

までの教育の中で育った親そのものも、教育し直さなければならないのだけれども、それは出来ないので教育制度の中でやはり、市民道徳、教育基本法の立場で経ちかえった教育が必要ではないかと思うのですけれども、ところが教育基本法を全面的に変えるというのが今出てきていますから、教育長是非、教育基本法に基づいた教育を進めるという方向で努力して頂きたいのですが如何でしょうか。

○議長（吉田好宏議長）教育長。

○教育長（篠田繁彦教育長）非常に格調高い質問でして、まず初めの起業家教育実践研究事業の関連であります、この事業は今社会的な問題になっている色々なフリーターの問題、これは一昨日ですか道新に載っておりましたけれども、全国でフリーターが418万人といいましたか、これに載っている訳です。それに対して、社会状況が今申し上げた色々な会社のリストラだとかで300万人余り、約1千万ちょっとの人達がそういう状況にある。そして今、橋場議員さんがおっしゃられましたそれぞれの企業で、残業して只働きしているといいますか、安い賃金で使われているというのも現状かとは思います。

しかし、今一番社会問題になっている事は、安易にフリーターにつく若者が多過ぎるので、これはやはり将来の日本は憂える、そういう事を考えて今からいかなければならないのではないかということで、この事業が出てきたわけであります。それで、少しでも小学生・中学生のうちから職業観といいますか、自分の志といいますか、生きる道そういう事を少しでも今から教育してはどうかという事が今回の狙いでありますので、ご理解をして頂きたい。

そういう事につきましては、小学校・中学校でも十分納得して頂きましたので、なんとかこれに取り組んでいきたいという事でございます。

それから2番目の、今本当に想像もつかないような事故が発生している訳ですが、これは究極に言えばやはり家庭教育の問題だろうと思います。実際問題。それはその親の姿という所からいきますと、今の教育基本法の中ではそこまで立ち入ってはいけないという事が言われておりますが、もうこの辺で立ち入る事も必要ではないかと言う専門の学者もいらっしゃいます。そのような状況の中で、子どもの基本的な、そういった色々な問題が起きている事は、家庭教育と共に学校も一体となって子供の立場にたった教育を進めていかなければならないと言っておりますので、そういった事に鋭意努力しているところでありますのでご理解をして頂きたいと思えます。

○議長（吉田好宏議長）12番。

○12番議員（橋場 守議員）一再ー 止めておこうと思ったのですが、教育長の家庭教育が大事だというのは、親に責任をぶつけたのではちょっと違う感じがするのです。親の背中を見れと言うのですけれども、平日子供と接触する時間がほとんど

無い父親の割合は、アメリカでは僅か0.9%です。日本は18.8%なのだそうです。親の背中なんか見れる状況ではないという事なのです。ですからやはり、家庭教育で出来ないところを学校教育が補わなければならないのではないかと思います。そういう事にならないと、教育長の言うと、家庭教育の問題、家庭教育の問題だと、何のために学校教育があるのかちょっと疑問になってしまうのですが、まあ、そういう事です。

○議長（吉田好宏議長）以上で、教育長に対する一般質問を終わります。これをもって一般質問を終了いたします。暫時休憩を致します。

休憩 14時40分

再会 14時57分

（専決処分の承認）

○議長（吉田好宏議長）再会を致します。日程第6、承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）承認第4号 専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成16年6月17日提出、沼田町長名であります。次頁をお開き願いたいと思います。専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定によって、平成15年度沼田町一般会計補正予算専決第4号を別冊のとおり専決処分する。平成16年3月31日、町長名であります。

別冊の専決第4号、1頁をお開き頂きたいと思います。

〔以下、朗読説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第4号は、承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、承認することに決

しました。

(一 般 議 案)

○議長（吉田好宏議長）日程第7、議案第41号。町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（金子幸保課長）議案第41号、町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について。町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成16年6月17日提出、町長名でございます。次の頁をご覧くださいと思います。

町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。別表第1、老人ホーム等の業務手当欄中、旭寿園の関係でございますが、看護師の横にですね、理学療法士ということで、月額9千円ということになります。理学療法士という職を入れたという事でございますので、よろしくご審議の程お願い致します。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第41号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第8、議案第42号。沼田町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）議案第42号、沼田町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について。沼田町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成16年6月17日提出、沼田町長名でございます。今回の老人医療費の改正につきましては、道において北海道医療給

付事業の見直しが実施され、４月１日付けで本事業に係る補助要綱等が改正されたところです。これに伴いまして、沼田町の老人医療費の助成事業につきましても、道と同様に実施することから、道の補助要綱に基づき条例の改正を行うものであります。

次の頁に条文等が載っておりますが、条文の朗読は省略を致しまして、今日お手元に配りました別紙の説明資料に基づきまして、説明をさせて頂きたいと思います。説明資料の１をご覧頂きたいと思います。

〔以下、説明資料に沿って説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第４２号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第９、議案第４３号。沼田町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）議案第４３号、沼田町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について。沼田町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成１６年６月１７日提出沼田町長名でございます。

この条例の改正につきましても、先程説明しました北海道医療給付事業の見直しに伴い、沼田町の乳幼児医療費の助成事業につきましても道と同様に実施するという事から、道の補助要綱に基づき条例を改正するものでございます。次の頁に条文等がございしますが、条文の朗読は省略させて頂きまして、これも皆さんのお手元にお配りしてあります、説明資料の２頁目をご覧頂きたいと思います。

〔以下、資料説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありま

せんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。１２番。

○１２番議員（橋場 守議員）町長先程、一般質問の中で言っておりましたけれども、１０月施行なのでそれまでは今までの状況で進んでいく訳です。１０月になったら子育て支援の関係で、これに見合った分、だいたい乳幼児関係については支援施策を作ってくれると思うのですが、やはり道が財政的に苦しい、苦しいと言っているけれども、やはり問題は無駄な公共事業を省いて、これは町長が行って言わなければならないことなのだけれども、課長もそういう会議に行ったらどんどん言っ
てほしいのだけれども、無駄な公共事業を省いて、こういう福祉は充実しなさいと言う事を要求しながら是非とも、現状に戻せという運動を引き続きやりながら、町独自の施策を是非ともやって頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第４３号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第１０、議案第４４号。沼田町重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）議案第４４号、沼田町重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について。沼田町重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成１６年６月１７日提出沼田町長名でございます。

この条例の改正につきましても、北海道医療給付事業の見直しに伴い、沼田町の沼田町の重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成事業につきましても、道と同様に実施する事から、道の補助要綱に基づき条例の改正を行うものでございます。次の頁に条文等がございますが、条文の朗読は省略させて頂きまして、これも皆さんのお手元にお配りしました、説明資料の３枚目、４枚目をご覧頂きたいと思

〔以下、資料説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第44号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第11、議案第45号。平成16年度沼田町一般会計補正予算についてをを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）議案第45号、平成16年度沼田町一般会計補正予算について。平成16年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成16年6月17日提出、町長名であります。別冊の一般会計補正予算第1号、1頁の方をご覧頂きたいと思います。

〔以下、沼田町一般会計補正予算、第1号を朗読、説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。2番。

○2番（横山忠男議員）2番、横山です。12頁の特産品開発の商標登録業務委託料という事で、加工場の新製品のように、何をどのような名前につけたのか、差し支えなければ聞かせてほしいのですが。

○議長（吉田好宏議長）農業振興課長。

○農業振興課長（矢野 潔課長）商品名は、雪中ジャガとして、これは男爵ですが、昨年農協から購入しまして「ゆめっくる」の方に貯蔵してございます。かなり糖度も上がってきておりまして、これを一部加工場内或いは農協で、試食等を行ってある程度可能性といいますか、そういう中に加工場で貯蔵したジャガイモを商品化をして販売ルートに乗っけていきたいということで、新商品の開発という事でご理解頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしということで、討論を終結致します。本案について採決を致します。お諮り致します。議案第４５号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「意義なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第１２、議案第４６号。平成１６年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。和風園々長。

○和風園長（中村幸雄園長）議案第４６号。平成１６年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成１６年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成１６年６月１７日提出、町長名でございます。

〈以下、養護老人ホーム特別会計補正予算第１号を朗読、説明〉

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なし認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第４６号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第１３、議案第４７号。平成１６年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。旭寿園々長。

○旭寿園長（田中 聡園長）議案第４７号。平成１６年度沼田町特別養護老人ホー

ム特別会計補正予算について。平成１６年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成１６年６月１７日提出、沼田町長名でございます。

〈以下、特別養護老人ホーム特別会計補正予算第１号を朗読、説明〉

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なし認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第４７号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第１４、議案第４８号。平成１６年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）議案第４８号。平成１６年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について。平成１６年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成１６年６月１７日提出、沼田町長名でございます。

〈以下、沼田町国民健康保険特別会計補正予算第１号を朗読、説明〉

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なし認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第４８号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決

ました。

○議長（吉田好宏議長）日程第１５、議案第４９号。平成１６年度沼田町介護保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）議案第４９号。平成１６年度沼田町介護保険特別会計補正予算について。平成１６年度沼田町介護保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成１６年６月１７日提出、沼田町長名でございます。

〈以下、沼田町介護保険特別会計補正予算第１号を朗読、説明〉

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なし認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第４９号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第１６、議案第５０号。平成１６年度沼田町老人保健特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）議案第５０号。平成１６年度沼田町老人保健特別会計補正予算について。平成１６年度沼田町老人保健特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成１６年６月１７日提出、沼田町長名でございます。

〈以下、沼田町老人保健特別会計補正予算第１号を朗読、説明〉

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご意見なし認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第50号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長） 日程第17、議案第51号。平成16年度沼田町公共下水道特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（神 憲彦課長） 議案第51号。平成16年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について。平成16年度沼田町公共下水道特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成16年6月17日提出、町長名でございます。

〈以下、沼田町公共下水道特別会計補正予算第1号を朗読、説明〉

○議長（吉田好宏議長） 説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご意見なし認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第51号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長） 日程第18、報告第1号、繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長） 報告第1号、繰越明許費に係る繰越計算書の報告について。地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成15年度一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書を別紙のとおり報告する。平成16年6月17日提出、町長名であります。次の頁をお開き願いたいと思います。ここに繰越計算書を添付し

てございますが、北海道が繰越の措置をとりました。道営事業の4地区、この事業につきまして沼田町の負担金として79,216千円。これを翌年度に繰り越すという事で、すでに議決をもらっているところでございます。これが財源につきましては、既に起債の許可予定額通知がなされております地方債、52,000千円と、繰越明許の財源として繰り越した27,116千円。これを財源として、平成16年度中に執行がなされるという事でございます。以上繰越計算の報告を申し上げます。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮り致します。報告第1号は、報告のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本報告は報告のとおり受理すること決しました。

（開発公社等の書類提出）

○議長（吉田好宏議長）日程第19、報告第2号株式会社沼田開発公社の事業計画及び決算に関する書類の提出について。日程20、報告第3号沼田土地開発公社の事業計画及び決算に関する書類の提出について。日程第21号、報告第4号財団法人沼田交通教育協会の事業計画及び決算に関する書類の提出についてを一括議題と致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、日程第19・20・21を一括して議題とすることに決しました。それでは、日程第19・20・21を一括して議題と致します。本件は、それぞれ報告事項で、内容の理解を頂いたものと存じます。よって、本件の説明、質疑、討論を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本件の説明、質疑、討論を省略することに決しました。お諮り致します。日程第19・20・21を報告のとおり受理することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本報告3件は報告のとおり受理すること決しました。

(選挙管理委員・補充員の選挙)

○議長（吉田好宏議長）日程第22 選挙第1号。選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題と致します。お諮り致します。選挙の方法については、投票による方法と、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦の方法があります。この際、指名推薦の方法に致したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推薦にすることに決定しました。お諮り致します。指名の方法については、議長において指名することに致したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、指名は議長においてすることに決定しました。それでは指名致します。選挙管理委員に、岡田 勲君、近藤邦彦君、上出忠司君、横山嗣雄君。

補充員に繰り上げ第1位、中野正己君、第2位 鎌田真滋君、第3位 込山章夫君、第4位 田島博幸君を指名します。お諮り致します。

ただ今、議長が指名しました岡田 勲君、近藤邦彦君、上出忠司君、横山嗣雄君の4氏を選挙管理委員に、繰り上げ第1位、中野正己君、第2位 鎌田真滋君、第3位 込山章夫君、第4位 田島博幸君の4氏を補充員に、それぞれ当選人とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名しました選挙管理委員4氏と補充員4氏がそれぞれ当選人と決しました。暫時休憩を致します。

休憩 16時11分

再会 16時12分

(議事日程の追加について)

○議長（吉田好宏議長）再会致します。議事日程の追加についてお諮り致します。只今、国鉄分割・民営化に伴う、JR不採用問題の早期解決を求める意見書案外6件について追加案件が提出されました。

この際、これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、日程第２３ 意見案第６号 国鉄分割・民営化に伴う、ＪＲ不採用問題の早期解決を求める意見書案。日程第２４ 意見案第７号 緊急地域雇用創出特別交付金制度の延長、改善を求める意見書案。日程第２５ 意見案第８号 「三位一体改革」及び自治体財政確立についての意見書案。日程第２６ 意見案第９号 寒冷地手当見直しに関する意見書案。日程第２７ 議案第５２号 町道東予幹線凍雪害防止工事（１工区）の請負契約について。日程第２８ 議案第５３号 町道口美葉牛幹線凍雪害防止工事（１工区）の請負契約について。日程第２９ 議案第５４号 建設機械購入契約について。以上、日程に追加することに決しました。

（意見案の一括審議）

○議長（吉田好宏議長）意見案の一括議題について、お諮りします。この際、意見案第６号から意見案第９号までを一括して議題にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、意見案第６号から意見案第９号は一括して議題とすることに決しました。

日程第２３、意見案第６号。国鉄分割・民営化に伴う、ＪＲ不採用問題の早期解決を求める意見書案から、日程第２６、意見案第９号。寒冷地手当見直しに関する意見書案までを一括して議題と致します。

提案者より説明を求めるところであります。この際、説明、質疑を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑を省略することに決しました。

意見案第６号から意見案第９号までを一括して採決致します。お諮り致します。

本案は、原案どおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり関係機関に提出することに決しました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（吉田好宏議長）日程第２７ 議案第５２号 町道東予幹線凍雪害防止工事（１工区）の請負契約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（神 憲彦課長）議案第５２号 町道東予幹線凍雪害防止工事（１工区）の請負契約について。下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第５号の規定によって、議会の議決を求める。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の１０％以内において変更することができる。

〈以下、議案書朗読〉

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なし認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第５２号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第２８ 議案第５３号 町道口美葉牛幹線凍雪害防止工事（１工区）の請負契約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（神 憲彦課長）議案第５３号 町道口美葉牛幹線凍雪害防止工事（１工区）の請負契約について。下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第５号の規定によって、議会の議決を求める。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の１０％以内において変更することができる。

〈以下、議案書朗読〉

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なし認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第53号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第29 議案第54号 建設機械購入契約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（神 憲彦課長）議案第54号 建設機械購入契約について。下記のとおり物品購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定によって、議会の議決を求める

〈以下、議案書朗読〉

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なし認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第54号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

(閉会宣言)

○議長（吉田好宏議長）以上で、本定例会に付議された案件は、すべて終了しました。
これにて、平成１６年第２回沼田町議会定例会を閉会を致します。大変、ご苦勞様でした。

１６時２５分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員